

## 医療法施行規則第9条の15の基準を満たしていることの証明書

令和 年 月 日

愛媛県立子ども療育センター所長 様

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

㊟

弊社について、下記のとおり、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15の基準を満たしていることに相違ありません。

### 記

- 受託業務の責任者として、施設の清掃に関し相当の知識及び経験を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 従事者として、受託業務を行うために必要な知識を有する者が受託業務を行う場所に置かれていること。
- 真空掃除機（清潔区域（手術室、集中強化治療室その他の特に清潔を保持する必要がある場所をいう。）の清掃を行う場合にあつては、高性能エアフィルター付き真空掃除機又はこれに代替する機能を有する機器とする。）、床磨き機その他清掃用具一式を有すること。
- 次に掲げる事項を記載した標準作業書を常備し、従事者に周知していること。
  - イ 区域ごとの作業方法
  - ロ 清掃用具、消毒薬等の使用及び管理の方法
  - ハ 感染の予防
- 次に掲げる事項を記載した業務案内書を常備していること。
  - イ 業務内容及び作業方法
  - ロ 清掃用具
  - ハ 業務の管理体制
- 従事者に対して、適切な研修を実施していること。

（注）すべての項目を満たすこと。□にチェックを記入する（☑）こと。